

# 東京医科歯科大学学部専門科目履修規則

〔平成22年3月30日〕  
規則第41号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専門科目の履修)

第2条 専門科目の履修については、医学部教授会又は歯学部教授会の議を経て別表1に定めるとおりとする。

(授業)

第3条 専門科目の授業は、講義、演習若しくは実習により行い、必修、選択必修又は選択とする。

(1単位当たりの授業時間)

第4条 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義 15時間
- (2) 演習 30時間
- (3) 実習 45時間

2 前項第3号の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科の臨地実習の1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 看護学専攻 45時間
- (2) 検査技術学専攻 30時間

(編入学者、転入学者の単位認定)

第5条 学則第12条から第18条の2までの規定により編入学及び転入学の許可をするときは、既修得単位を全学共通科目及び専門科目に相当する単位として、一部又は全部を認定するものとする。

2 前項の認定は、全学共通科目に相当する科目については教養部において、専門科目に相当する科目については、当該学生が在籍する学部（以下「在籍学部」という。）におい

て行うものとする。

3 在籍学部は、入学を許可する学年及び履修方法等について、教養部と協議するものとする。

(再入学の単位認定)

第6条 学則第19条の規定により再入学を許可された者の当該学部における既修得単位は、全学共通科目及び当該学部専門科目の単位として、一部または全部を認定する。

(編入学者、転入学者、再入学者の在学年限)

第7条 学則第12条から第19条の規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の在学年限は、学則第32条第1項に定める在学年限から入学を許可されたまでの経過学年数を減じた年数とする。

(試験及び単位)

第8条 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、試験を行うことが困難な授業科目等については、試験によらず、学修の成果をもって、又は指定した課題についての報告をもって試験に替えることがある。

2 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

3 実習を伴わない授業科目については、試験に合格したときは所定の単位を与える。ただし、一授業科目の試験を分割して実施する科目については、そのすべての試験に合格しなければ単位を修得することができない。

4 実習を伴う授業科目については、試験に合格し、かつ、その授業科目の実習修了の認定が行われなければ所定の単位を修得することができない。

5 学習の評価は、別表2のとおりとする。

6 単位の認定は、医学部教授会又は歯学部教授会の議を経て当該学部長がこれを行う。

7 試験の方法に関しては別に定める。

(進級要件)

第9条 学生は、別表3に示す要件を満たさなければ、進級又は所定の授業科目の履修をすることができない。

2 医学部医学科にあつては、休学期間を除き、同一学年の在籍は2年までとし、なお成業の見込みがないと認められたときは、学則第33条第1号の規定により退学を命ずる。

(卒業認定)

第10条 学生の卒業認定は、学則第39条により行うものとする。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は各学部教授会の議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部履修規則（平成16年規則第201号）は、廃止する。
- 3 東京医科歯科大学歯学部履修規則（平成16年規則第213号）は、廃止する。
- 4 平成22年3月31日において現に医学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学するものについては、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学医学部履修規則の例による。
- 5 平成22年3月31日において現に歯学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学歯学部履修規則の例による。

#### 附 則（平成23年3月4日規則第15号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成24年2月3日規則第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成24年3月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

## (1) 医学科教育課程

授業科目	単位数		履修学年					
	必修	選択	1年	2年	3年	4年	5年	6年
医学導入	6.5		○					
人体構造総論	1.5			○				
細胞生物学	1.0			○				
神経生理導入	1.0			○				
生理学	3.0			○				
医歯学基盤教育 (生命倫理 I)	7.0			○	○			
医歯学基盤教育 (臨床統計 I)				○				
医歯学基盤教育 (医学英語 I)				○				
医歯学基盤教育 (生命倫理 II)							○	
医歯学基盤教育 (臨床統計 II)								
医歯学基盤教育 (医学英語 II)							○	
医歯学基盤教育 (臨床統計 III)								○
医歯学基盤教育 (医学英語 III)								
組織学	2.5			○				
人体解剖学	4.5			○				
頭頸部・基礎	4.0			○				
薬理学	2.5			○				
生化学	2.5			○				
分子遺伝学	1.0			○				
神経解剖学	3.0			○				
免疫学	2.0			○				
神経科学・基礎	3.5			○				
感染・基礎	2.5			○				
東洋医学	1.0			○	○			
病理学	1.0			○				
医動物学	2.0			○				
腫瘍学	1.0					○		
法医学	1.5					○		
社会医学	1.5					○		
衛生学	1.5					○		
公衆衛生学	2.0					○	○	
臨床医学導入	1.0					○		
循環器	3.0					○		
呼吸器	2.0					○		
消化器	3.0					○		
体液制御・泌尿器	3.0					○		
内分泌・代謝	2.0					○		
血液・腫瘍	2.0					○		
一般外科	1.0					○		
神経科学・臨床	4.0					○		
骨・関節・脊椎	2.0					○		
皮膚・アレルギー・膠原病	2.0					○		
感染・臨床	1.0					○		
頭頸部・臨床	4.0					○		

老年医学	2.0				○			
生殖・発達	4.0					○		
救急・麻酔	2.0					○		
自由選択学習	12.0					○		
臨床導入実習	8.0					○		
臨床実習	49.5						○	○
包括医療統合教育	2.0							○
研究実践プログラム		10.0		○	○	○	○	○
地域医療学習プログラム		1.0	○	○	○	○	○	○
計	169	11						

## (2) 保健衛生学科(看護学専攻)教育課程

授業科目		単位数		履修学年				備考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
専門基礎分野	解剖学Ⅰ	2		○				
	解剖学Ⅱ	1			○			
	生理学	3			○			
	生化学	2			○			
	薬理学Ⅰ	1			○			
	薬理学Ⅱ	1			○			
	病理学	1			○			
	微生物学	1			○			
	栄養学	1			○			
	疫学	1					○	
	病態学	5			○			
	英文講読Ⅰ	1			○			
	英文講読Ⅱ	1					○	
	英文講読Ⅲ		1					○
	専門基礎合同演習	1			○			
	専門共通分野	保健統計学	1					○
医療情報学		1			○			
国際保健看護学		1					○	
産業保健学		1					○	
保健医療福祉制度論		2			○			
健康教育学演習		1					○	
卒業論文Ⅰ		1				○		
卒業論文Ⅱ		2					○	
専門領域別分野	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	1		○			
		基礎看護学Ⅱ	1			○		
		基礎看護学Ⅲ	1			○		
		基礎看護学演習Ⅰ	2			○		
		基礎看護学演習Ⅱ	1			○		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			○		
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	2			○		
		成人看護学Ⅱ	2			○		
		成人看護学Ⅲ	1				○	
		成人看護学演習	1				○	
	成人看護学実習	3				○		

精神看護学	精神看護学	2			○			
	地域精神看護学	1				○		
	精神看護学演習	1				○		
	精神看護学実習	2				○		
	看護心理学		1	○				
小児看護学	小児看護学Ⅰ	1			○			
	小児看護学Ⅱ	1				○		
	小児看護学演習Ⅰ	1			○			
	小児看護学演習Ⅱ	1				○		
	小児看護学実習	2				○		
母性看護学	母性看護学Ⅰ	1				○		
	母性看護学Ⅱ	1				○		
	母性看護学Ⅲ	1				○		
	母性看護学演習	1				○		
	母性看護学実習	2				○		
老年看護学	老年看護学	3				○		
	老年看護学演習	1				○		
	リハビリテーション看護学		1			○		
	老年看護学実習	3				○		
地域保健看護学	地域保健看護学Ⅰ	1				○		
	地域保健看護学Ⅱ	1				○		
	地域保健看護学Ⅲ	2					○	
	地域保健看護学演習	1					○	
	地域保健看護学実習	3					○	
在宅看護学	在宅看護学Ⅰ	1			○			
	在宅看護学Ⅱ	1				○		
	在宅看護学演習	1				○		
	緩和ケア看護学		1				○	
	在宅看護学実習	2				○		
看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	2		○				
	看護の統合と実践Ⅱ	2					○	
	看護の統合と実践実習Ⅰ	2					○	
	看護の統合と実践実習Ⅱ	1					○	
計		95	4					

## (3) 保健衛生学科(検査技術学専攻)教育課程

区分	授業科目	単位数	履修学年				
			1年	2年	3年	4年	
必修科目	形態・病態制御学系	人体構造学講義(Ⅰ)	2	○			
		人体構造学講義(Ⅱ)	1		○		
		人体構造学実習	1		○		
		病理検査学講義	4		○		
		病理検査学実習	2		○		
		血液検査学講義	2			○	
		血液検査学実習	2			○	
	物質・代謝学系	生化学講義	3		○		
		生化学実習	1		○		
		分析化学検査学講義(Ⅰ)	3		○		
		分析化学検査学講義(Ⅱ)	4			○	
		分析化学検査学実習	4			○	
	機能調節・制御学系	医用システム情報学講義(Ⅰ)	2		○		
		医用システム情報学講義(Ⅱ)	1			○	
		医用システム情報学実習(Ⅰ)	1		○		
		医用システム情報学実習(Ⅱ)	1			○	
		生理検査学講義(Ⅰ)	3		○		
		生理検査学講義(Ⅱ)	3			○	
		生理検査学実習(Ⅰ)	1		○		
		生理検査学実習(Ⅱ)	2			○	
	病因・病態学系	病原体検査学講義(Ⅰ)	1		○		
		病原体検査学講義(Ⅱ)	4			○	
		病原体検査学実習(Ⅰ)	1		○		
		病原体検査学実習(Ⅱ)	2			○	
		免疫検査学講義	4			○	
		免疫検査学実習	2			○	
		遺伝子・染色体検査学講義	2		○		
		遺伝子検査学実習	2			○	
	検査管理・社会医学系	検査管理学	2		○		
		医学情報処理演習(Ⅰ)	1		○		
		医学情報処理演習(Ⅱ)	1				○
		公衆衛生学講義	2		○		
公衆衛生学実習		1		○			
医療概論・関係法規		1		○			
総合分野	臨床病態学(Ⅰ)	2		○			
	臨床病態学(Ⅱ)	2				○	
	先端医療技術論	1	○				
	総合講義	2				○	
	臨地実習	7				○	
	卒業研究	10				○	
外国語	医学英語演習(Ⅰ)	2		○			
	医学英語演習(Ⅱ)	2			○		
必修科目計		97					

選択必修科目	<p>(選択必修科目の履修)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 医学部保健衛生学科検査技術学専攻専門科目教育要項に定める選択必修科目の中から6単位以上を修得しなければならない。</li><li>2 選択必修科目は、第3学年及び第4学年において履修するものとするが、第4学年において2単位以上修得しなければならない。</li></ol>
--------	--

(4) 歯学科教育課程

授業科目	単位数	履修学年											
		1年		2年		3年		4年		5年		6年	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
歯学入門	4		○										
人体の構造と機能	19			○	○	○							
患者と医療者	3			○	○								
医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）	7			○	○	○	○						
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅰ）				○	○								
医歯学基盤教育（医学英語Ⅰ）				○	○								
医歯学基盤教育（生命倫理Ⅱ）								○					
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅱ）						○	○						
医歯学基盤教育（医学英語Ⅱ）						○	○						
医歯学基盤教育（臨床統計Ⅲ）								○					
医歯学基盤教育（医学英語Ⅲ）								○					
頭頸部基礎		4			○								
社会と環境	1				○								
生命の分子的基盤	5				○								
臨床歯学入門のケボン	2					○							
感染と生体防御	4					○							
臨床予備実習	3					○	○						
病理	4					○							
予防と健康管理	3					○	○						
生体と薬物	3					○	○						
歯科放射線基礎	1						○						
病態科学演習	3						○						
内科・小児・遺伝疾患	3						○						
外科系疾患	2						○						
課題統合セミナー	3						○			○			
学年混合選択セミナー	1					○		○		○			
頭頸部臨床	4						○						

老年医学	2						○						
歯科生体材料	3						○	○					
研究実習	4							○					
歯と根尖歯周組織の疾患	5								○				
咬合回復	12						○	○	○				
臨床体験実習	1							○	○				
歯周病	3								○				
咬合育成・発達	4									○			
顎口腔医療	3									○			
全身と歯科医療	3									○			
発展歯科医療	4									○			
臨床情報処理	1									○			
包括臨床実習	43										○	○	○
包括医療統合教育	1											○	
計	168												

注) すべて必修科目とする

(5) 口腔保健学科（口腔保健衛生学専攻）教育課程

区分	授業科目	単位数		履修学年															
				1年				2年				3年				4年			
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
				必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
基礎分野	科学英語Ⅰ	1						○											
	科学英語Ⅱ		1							○									
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病	6			○			○		○									
	歯・口腔の構造と機能	4						○		○									
	口腔保健衛生基礎科学実習	1						○		○									
	疾病の成り立ちと回復過程の促進	6						○		○									
	公衆衛生学	1			○														
	社会保障Ⅰ	2			○														
	社会保障Ⅱ	2						○											
	保健医療サービス	2								○									
専門分野	口腔保健と専門職	1		○															
	歯科衛生学概論Ⅰ	1			○														
	歯科衛生学概論Ⅱ	1			○														
	口腔衛生学	1						○											
	臨床歯科医学	8						○		○		○		○					
	口腔疾患予防学	8						○		○		○		○					
	口腔健康科学	1						○											
	健康教育の基礎	2						○		○									
	食生活教育	1								○									
	高齢者福祉	2										○							
	社会調査の基礎	2										○							
	健康教育の企画と実践	3										○		○		○			
	生体材料学	1							○										
	臨床検査	1									○								

	歯科薬理・薬剤学	1						○					
	介護福祉	2						○					
	歯科口腔保健衛生基礎学	2				○							
	臨床口腔保健衛生応用学Ⅰ	2					○						
	臨床口腔保健衛生応用学Ⅱ	2						○	○				
	歯科衛生臨床実習	13							○	○	○		
	歯科衛生臨地実習	5							○	○	○		
	歯科衛生臨床・臨地応用実習		1								○	○	
	全身と口腔の健康評価	1								○			
	顎口腔機能の育成と回復	1										○	
統合分野	臨床体験学習	1			○	○	○						
	歯科衛生過程	2				○	○	○	○				
	卒業研究	4						○	○	○	○		
	児童・家庭福祉Ⅰ	1						○					
	障害児・者福祉Ⅰ	1						○					
	地域福祉Ⅰ	1						○					
	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1							○				
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1							○				
	相談援助演習Ⅰ	1								○			
	相談援助演習Ⅱ	2									○		
展開分野	口腔保健と国際協力		2						○				
	口腔疾患予防学演習		1								○	○	
	口腔健康教育演習		1								○	○	
	臨床口腔保健衛生基礎学演習		1								○	○	
	児童・家庭福祉Ⅱ		1						○				
	障害児・者福祉Ⅱ		1						○				
	地域福祉Ⅱ		1						○				
	公的扶助		2									○	
	コミュニティーワーク		2									○	
	相談援助の基盤と専門職Ⅲ		2							○			







	再建工学包括臨床実習	14									○	○	○
	特論Ⅰ（卒業研究）	3										○	○
	特論Ⅱ（卒業作品）	3										○	○
	計	97	7										

※ 選択科目から3単位以上修得する。

別表 2

成績区分	評価区分	単位認定
100～90点	秀	合格
89～80点	優	
79～70点	良	
69～60点	可	
59～0点	不可	不合格

別表 3

(1) 医学科

<p>(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位を修得しなければ、第2学年に進級することができない。</p> <p>医学導入</p>
<p>(2) 第2学年の末までに次の授業科目に合格しなければ、第3学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育（医学英語Ⅰ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅰ）</p>
<p>(3) 第2学年の末までに次の授業科目の単位を全て修得しなければ、第3学年に進級することができない。</p> <p>腫瘍学、神経科学・基礎、神経解剖学、免疫学、感染・基礎、細胞生物学、人体構造総論、人体解剖学、組織学、頭頸部・基礎、神経生理導入、生理学、生化学、薬理学、病理学、医動物学、分子遺伝学</p>
<p>(4) 第3学年の末までに次の授業科目に合格しなければ、第4学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育（医学英語Ⅱ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅱ）、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）、公衆衛生学（講義）</p>
<p>(5) 第3学年の末までに次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。</p> <p>神経科学・臨床、感染・臨床、循環器、消化器、呼吸器、体液制御・泌尿器、内分泌・代謝、血液・腫瘍、社会医学、頭頸部・臨床、衛生学、法医学、老年医学、皮膚・アレルギー・膠原病、一般外科、骨・関節・脊椎、東洋医学、臨床医学導入</p>
<p>(6) 第4学年の末までに次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第5学年に進級することができない。</p> <p>医歯学基盤教育、生殖・発達、公衆衛生学、救急・麻酔、臨床導入実習、自由選択学習</p>

(7) 共用試験〔コンピュータ活用試験 (CBT)、客観的臨床能力試験 (OSCE)〕に合格しなければ、臨床実習を履修することができない。

注1：医歯学基盤教育は医学英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、臨床統計Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、生命倫理Ⅰ、Ⅱから成り立っており、全ての授業科目に合格しなければ、単位を修得することができない。

注2：公衆衛生学は講義（第3学年）と実習（第4学年）に合格しなければ、単位を修得することができない。

(2) 保健衛生学科（看護学専攻及び検査技術学専攻）

(1) 第1学年の専門科目に未履修科目があるときは、第2学年に進級することができない。

(2) 第2学年の必修科目（実習科目を除く。）に未履修科目があるとき、4科目以上の不合格科目があるとき、又は第2学年の必修科目となっている実習科目に不合格科目があるときは、原則として、第3学年に進級することができない。但し、実習科目が不合格の場合は、未履修科目とみなす。

(3) 第2学年及び第3学年の必修科目に未履修科目または不合格科目があるときは、第4学年に進級することはできない。

備考

未履修科目：授業科目を3分の2以上（実習科目の場合は4分の3以上）履修しなかった科目、又は授業科目を3分の2以上（実習科目の場合は4分の3以上）履修したにも関わらず試験等を放棄し、単位認定できない科目。再履修を要する。

不合格科目：授業科目を3分の2以上履修し、試験等を経て不合格の認定となった科目。

(3) 歯学科

(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。

歯学入門

(2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。

患者と医療者、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅰ）、社会と環境、生命の分子的基盤、頭頸部基礎、

（第2学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）人体の構造と機能、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）、医歯学基盤教育（医学英語Ⅰ）

(3) 第3学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第4学年に進級することができない。

人体の構造と機能、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅰ）、医歯学基盤教育（医学英語Ⅱ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅱ）、臨床歯学イントロダクション、感染と生体防御、臨床予備実習、病理、予防と健康管理、生体と薬物、歯科放射線基礎、病態科学演習、内科・小児・遺伝疾患、外科系疾患、頭頸部臨床、老年医学、

（第3学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）課題統合セミナー、学年混合選択セミナー、歯科生体材料、咬合回復

(4) 第4学年の末までに次の授業科目の単位を修得もしくは試験に合格しなければ、第5学年に進級することができない。

歯科生体材料、研究実習、歯と根尖歯周組織の疾患、咬合回復、臨床体験実習、歯周病、医歯学基盤教育（生命倫理Ⅱ）、医歯学基盤教育（臨床統計Ⅲ）、医歯学基盤教育（医学英語Ⅲ）、

（第4学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする）学年混合選択セミナー

(5) 第5学年の前期末までに次の授業科目の単位を修得し、かつ、共用試験に合格しなければ、第5学年後期の授業科目を履修することができない。

課題統合セミナー、学年混合選択セミナー、咬合育成・発達、顎口腔医療、全身と歯科医療、発展歯科医療、臨床情報処理、

(第5学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする) 共用試験 (CBT、OSCE)

(6) 第5学年の末までに次の授業科目の単位を修得しなければ第6学年に進級することができない。

(第5学年に開講される授業科目内のユニットを対象とする) 包括臨床実習

注 : 医歯学基盤教育は医学英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、臨床統計Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、生命倫理Ⅰ、Ⅱから成り立っており、全ての授業科目に合格しなければ、単位を修得することができない。

#### (4) 口腔保健学科 (口腔保健衛生学専攻)

(1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。

公衆衛生学、社会保障Ⅰ、口腔保健と専門職、歯科衛生学概論Ⅰ、歯科衛生学概論Ⅱ、(第1学年に実施される授業を対象とする) 人体の構造と機能及び疾病、臨床体験実習

(2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。

科学英語Ⅰ、人体の構造と機能及び疾病、歯・口腔の構造と機能、口腔保健衛生基礎科学実習、疾病の成り立ちと回復過程の促進、社会保障Ⅱ、保健医療サービス、口腔衛生学、口腔健康科学、健康教育の基礎、食生活教育、生体材料学、臨床検査、歯科口腔保健衛生基礎学、臨床口腔保健衛生応用学Ⅰ、臨床体験実習、相談援助の基盤と専門職Ⅰ、(第2学年に実施される授業を対象とする) 臨床歯科医学、口腔疾患予防学、歯科衛生過程

(3) 第3学年の前期までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年後期以降の授業科目を履修することができない。

臨床歯科医学、口腔疾患予防学、高齢者福祉、社会調査の基礎、歯科薬理・薬剤学、介護福祉、臨床口腔保健衛生応用学Ⅱ、歯科衛生過程、児童・家庭福祉Ⅰ、障害児・者福祉Ⅰ、地域福祉Ⅰ、相談援助の基盤と専門職Ⅱ、相談援助演習Ⅰ、

(第3学年前期に実施される授業を対象とする)健康教育の企画と実践、歯科衛生臨床実習、歯科衛生臨地実習、卒業研究

(5) 口腔保健学科 (口腔保健工学専攻)

- (1) 第1学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第2学年に進級することができない。

人体の構造と機能Ⅰ、メディア情報学基礎、技術倫理、形態認識造形学、早期臨床体験実習(共)、

(第1学年次に実施される授業を対象とする) 口腔保健工学概論、形態認識造形学実習、口腔保健材料力学

- (2) 第2学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年に進級することができない。

人体の構造と機能Ⅱ、科学英語Ⅰ、口腔保健工学概論、形態認識造形学実習、コミュニケーション論、ヘルスプロモーション(PBL)、保存修復工学、口腔保健理工学、口腔保健理工学実習、感染予防、精密鑄造学、精密鑄造学実習、咬合学、有床義歯工学、

(第2学年次に実施される授業を対象とする) 咬合学実習、歯冠修復工学、歯冠修復工学実習、有床義歯工学実習

- (3) 第3学年の前期までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第3学年後期以降の授業科目を履修することができない。

CAD/CAM システム工学実習、咬合学実習、セラミック加工学実習、歯冠修復工学実習、先進修復工学実習、有床義歯工学実習

- (4) 第3学年の末までに次の授業科目の単位の修得もしくは試験に合格しなければ、第4学年に進級することができない。

科学英語Ⅱ、口腔外科工学、発育口腔工学、欠損再建工学、口腔リハビリテーション工学、口腔保健材料力学、口腔保健材料力学実習、CAD/CAM システム工学、小児歯科工学、小児歯科工学実習、セラミック加工学、歯冠修復工学、矯正歯科工学、矯正歯科工学実習、顎補綴工学、顎補綴工学実習